

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシア等を仕向地とする軍用の化学製剤の製造に用いられる反応器の部分品等の輸出について承認を要することとする。 (本則関係)

第二 この政令は、令和七年一月二十三日から施行すること。 (附則第一項関係)

第三 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(附則第二項関係)